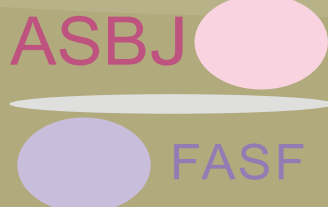


2009年11月

公開草案 ED/2009/12

金融商品： 償却原価及び減損

コメント募集期限：2010年6月30日



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

公開草案

金融商品：償却原価及び減損

コメント募集期限：2010年6月30日

ED/2009/12

This exposure draft *Financial Instruments; Amortised Cost and Impairment* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued as an International Financial Reporting Standard (IFRS). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **30 June 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.iasb.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright© 2009 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB's draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/'Hexagon Device', the IASC Foundation Education logo, 'IASC Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC', 'IASCF', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IASCF.

Additional copies of this publication may be obtained from:

IASC Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

公開草案

金融商品：償却原価及び減損

コメント募集期限：2010年6月30日

ED/2009/12

本公開草案「金融商品：償却原価及び減損」は、コメントを求めることを目的に、国際会計基準審議会（IASB）によって公表されたものである。本提案は、国際財務報告基準（IFRS）として公表される前に受領したコメントを踏まえ修正される場合がある。本 IFRS（案）及び付属文書に対するコメントは、**2010 年 6 月 30 日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASB のウェブサイト（www.iasb.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団（IASCF）、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2009 国際会計基準委員会財団（IASCF）®

すべての権利は保護されている。本 IFRS（案）及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IASCF の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCF による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている IASB の本 IFRS（案）及び付属文書の日本語訳は、国際会計基準委員会財団（IASCF）の著作物である。日本語訳は、IASCF が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB 及び IASCF のロゴである ‘Hexagon Device’、IASCF 財団教育ロゴである ‘IASCF Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

本出版物の追加のコピーは、IASCF 財団から入手できる。

Publications Department、 1st Floor、 30 Cannon Street、 London EC4M 6XH、 United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

目 次

	項
イントロダクション及びコメントの募集	IN1-IN13
国際財務報告基準第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」（案）	
目 的	1
範 囲	2
償却原価での事後測定	3-10
償却原価測定の目的	3-5
測定原則	6-10
表示及び開示	11-22
表示及び開示の目的	11-12
表示	13
開示	14
金融商品の種類及び開示の水準	14
引当金勘定	15
見積り及び見積りの変更	16-19
ストレス・テスト	20
金融資産の信用の質	21
組成及び満期に関する情報（ビンテージ情報）	22
発効日及び経過規定	23-29
発効日	23
経過規定	24-27
開示	28-29
付 録	
A 用語の定義	
B 適用指針	
C 他の IFRS の改訂	
「金融商品：償却原価及び減損」の審議会による承認	
他の IFRS に対するガイダンスの改訂（案）	
結論の根拠（別の冊子参照）	
公開草案に関する代替的見解（別の冊子参照）	

イントロダクション及びコメントの募集

公開草案を公表する理由

- IN1 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」は、金融資産、金融負債及び非金融商品項目の売買契約の一部について、認識及び測定に関する規定を定めている。国際会計基準審議会は、その前身である国際会計基準委員会から IAS 第 39 号を引き継いだ。
- IN2 財務諸表の多くの利用者及びその他利害関係者は、IAS 第 39 号の規定を理解し、適用し、解釈することが困難であると当審議会に申し立てていた。彼らは、金融商品の財務報告に関して、原則主義に基づくより複雑でない新しい基準を策定するように当審議会に要請していた。当審議会はこれまで数回にわたって IAS 第 39 号を改訂することによって規定を明瞭にし、指針を追加し、基準内の不整合を取り除いてきたものの、金融商品の財務報告について、抜本的な再検討を行ってはいなかった。
- IN3 2008 年 10 月、世界的な金融危機により生じた財務報告に関する論点に対処する共同アプローチの一環として、当審議会は米国の財務会計基準審議会（以下、FASB）と共同して金融危機諮問グループ（以下、FCAG）を立ち上げた。FCAG は、財務報告をどのように改善すれば、金融市場における投資家の信頼を高めることができるかを検討するように要請を受けた。FCAG は、2009 年 7 月に報告書を公表した。FCAG はその報告書の中で、貸付金（及びその他の金融商品）に関連する損失の認識の遅れ、及び複数の減損アプローチが存在することによる複雑性が、会計基準及びその適用における第一の課題であると識別した。FCAG が行った提言の 1 つは、将来の見込情報をより多く利用する、発生損失モデルの代わりになる手法を探るというものであった。
- IN4 これより前の 2009 年 4 月に、世界的な金融危機への対応の結果として寄せられた意見を受けて、また、G20 の首脳が下した結論及び金融安定理事会といった国際機関からの提言を受けて、当審議会及び FASB はそれぞれの金融商品に関する基準の置換えのスケジュールを前倒しすることを共同で発表した。

IAS 第 39 号を置き換えるに当たっての IASB のアプローチ

- IN5 当審議会は、金融商品の会計処理を早急に改善しなければならないという利害関係者の意見に留意した。G20 の首脳は当審議会に対し、金融商品の会計規定を改善し、簡素化する措置を 2009 年末までに講じるように提言した。その達成に向けて、

当審議会は IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトを 3 つの主要フェーズに分けることにした。当審議会在各フェーズを終えるごとに、それに関連する IAS 第 39 号の該当部分が削除され、現在行われている金融商品の認識の中止に関するプロジェクトと併せて、最終的に IAS 第 39 号を置き換えることになる IFRS が作成される。当審議会は、2009 年 3 月に認識の中止に関する公開草案を公表した。IAS 第 39 号を置き換えるための第 1 フェーズの一環として、当審議会は 2009 年 7 月に分類及び測定に関する公開草案を公表した。

IN6 本公開草案は、信用損失に関する予想を金融資産の償却原価測定に織り込む方法を定めた規定を提案する。分類及び測定に関して第 1 フェーズで下した結論が、(減損を含む) 測定基準の基礎となるため、この側面については第 2 フェーズで取り組むことを当審議会は決定した。さらに、減損に関する討議の結果、当審議会は、公開草案を公表する前に予想キャッシュ・フロー・アプローチの実行可能性及び運用上の側面について意見を募集することを決定した。2009 年 6 月、IASB のホームページに「情報提供の要請」を掲載し、2009 年 9 月 1 日を期限として利害関係者からの見解を募集した。IASB のスタッフはまた、広範なアウトリーチ・プログラムを通して、運用上の側面についての意見をさらに入手した。

IN7 「情報提供の要請」及びアウトリーチ・プログラムから得られた意見では、入手困難又は存在しない可能性がある過去データの使用を必要とする金融資産についてその残存期間にわたり予想キャッシュ・フローの見積りを算定することの難しさが特に強調されていた。しかしながら当審議会は、見積りの不確実性、及び経営者が重要な仮定や判断を用いる必要性は、金融商品の償却原価測定における予想キャッシュ・フローの見積りに固有の問題ではないことに留意した。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、見積りの不確実性の主な原因についてのセクションで、幾つかの例が挙げられている。例えば、経営者による困難で、主観的、又は複雑な判断を伴う見積りがしばしば必要となる財務報告の他の分野には、非金融資産の回収可能価額、訴訟の結果に左右されることになる引当金、測定日から数十年後に講じる措置に関連して将来使用可能になる技術を反映させた上で見積る原状回復又は廃棄債務、保険債務及び年金債務の見積りなどがある。当審議会はまた、観察可能な市場価格が入手できない場合に公正価値を算定するときにも、重要な仮定及び判断が必要になることに留意した。当審議会は、金融資産の残存期間にわたり予想キャッシュ・フローの見積りを算定する際に必要なガイダンスの内容及び範囲について、専門家諮問パネル (IN12 項参照) に助言を求めることを予定している。

IN8 本公開草案では、FCAG がその報告書の中で識別した一部の懸念についても取り上げている。提案されている規定では、発生損失モデルよりも多くの将来の見込情

報が使われることになる。また、発生損失モデルの「損失事象」のハードルにより生じる認識の遅れを回避するため、信用損失がより早く認識されることになる。

本公開草案の内容の表示

- IN9 本公開草案における提案により、金融商品に関する IAS 第 39 号の償却原価（減損を含む）に関する規定は置き換えられることになる。また、この提案により他の IFRS 及びその指針も結果的に改訂されることになる。読者の利便性を考慮して、本文書に全ての改訂案を記載している。結論の根拠は、別の文書に記載している。
- IN10 本改訂案についての議論を促進するために、公開草案の公表に合わせて、計算方法に関する数値例を IASB のホームページ（IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの金融資産の減損に関する第 2 フェーズのセクション）に掲載している。これらの例は、IASB のスタッフによって作成されたものであり、本公開草案の一部を構成するものではない。

次のステップ

- IN11 当審議会は、本公開草案で行っている提案から IFRS を開発する予定である。当審議会は、2010 年に IFRS を公表する予定にしており、また、当該 IFRS の早期適用は認められる予定である。しかし当審議会は、公表から約 3 年の間は、当該 IFRS を強制適用とはしない予定にしている。これは、提案されているアプローチを適用するにはかなりの準備期間が必要になるであろうとの当審議会の認識を反映していることである。
- IN12 当審議会はまた、提案を適用する上での運用上の側面について当審議会に助言を与え、当審議会がフィールドテストを行う手助けをする専門家諮問パネルを立ち上げることも予定している。当該諮問パネルは、審議会がさらに実務上の簡便法を識別する際の手助けもすることになる。
- IN13 当審議会と FASB は、金融商品の測定及び報告を改善させる包括的な基準を開発するために協力して作業することを確約している。当審議会は、3 つのフェーズに分けて本プロジェクトを完了することを選択している。しかし FASB は、関係者が分類、測定、減損及びヘッジ会計を含む基準案に対して同時にコメントを寄せることができることが重要であると考えている。両審議会が共同プロジェクトにおいて別々に審議を行い、その後それぞれの技術的な決定の違いを調整するというやり方は珍しいことではない。

提案の要約及びコメントの募集

当審議会は、本公開草案中の全ての項目に関し、特に以下の項に記載される質問についてコメントを募集する。コメント提供者は、すべての質問に対してコメントする必要はない。

以下のようなコメントが有用である。

- (a) 記載される質問に対する答えである
- (b) コメントと関係する特定の項番号を示している
- (c) 明確な論理的根拠が含まれている
- (d) 審議会が検討すべき代替案が説明されている

当審議会は、本公開草案で取り上げられていない IAS 第 39 号の側面についてはコメントを募集していない。

コメントは **2010 年 6 月 30 日** 必着で、文書にて提出されたい。

償却原価測定のための目的（第 3 項から第 5 項）

本公開草案では、償却原価測定のための目的を定めることを提案している。提案されている目的とは、「利息収益又は利息費用を金融商品の予想期間にわたり配分することにより、金融資産又は金融負債の実効利回りに関する情報を提供すること」である。本公開草案では、以下を明確にすることにより、その目的についてさらに説明している。

- 償却原価とは、各測定日における現在キャッシュ・フロー情報と、金融商品の当初認識時の条件を反映したキャッシュ・フローの評価を組み合わせた測定である
- 金融商品の予想期間にわたり配分される金額の種類（金融資産に関しては予想信用損失の当初見積りを含む）

質問 1

公開草案における償却原価測定のための目的の表現は明確ですか。明確ではないと思う場合、どのような表現にすればよいですか、そしてその理由は何ですか。

質問 2

公開草案に定められている償却原価の目的は、その測定カテゴリについて適切であると思いますか。適切ではないと思う場合、その理由は何ですか。どのような目的を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

測定原則（第 6 項から第 10 項）

本公開草案は、償却原価測定のための目的について測定原則により根拠を与えることを提案している。この根拠は、以下の通りである。

- (a) 償却原価は、実効金利法を使って計算しなければならない。したがって、償却原価とは、実効金利を用いて割り引いた、金融商品の残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの現在価値である。
- (b) キャッシュ・フローの見積りは、各測定日における期待値である。したがって、キャッシュ・フローの金額及び時期の見積りは、起こりうる結果を確率加重したものである。
- (c) 実効金利法は、利息収益及び利息費用の配分方法である。この際に使用される実効金利は、金融商品の利息の性質（利息計算の種類）、すなわち約定金利のどの部分が更改されるか（そのような部分がある場合）ということを反映している。

償却原価及び実効金利の計算に関する IAS 第 39 号の規定は、主に用語の定義と適用指針の一部の項に含まれている。IAS 第 39 号の定義は、実質的に定義というよりは測定ガイダンスである。ほとんどのガイダンスには、固定金利の金融商品について実効金利法を適用するという点が反映されている。本公開草案では、償却原価計算の原則を定め、一部のガイダンスを基準の本文に昇格させている。IAS 第 39 号の長い定義は短縮される。測定原則は、固定金利金融商品と変動金利金融商品の両方に適用されることになる。全体的に見ると、本公開草案では、償却原価に関する測定規定の確立にあたり、より原則主義に基づくアプローチが取られている。

質問 3

測定原則を重視し、それに適用指針は付すが、実務上のガイダンス又は例示は含めないとする公開草案の起草形式に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりに、基準をどのように起草すれば良いと思いますか。そしてその理由は何ですか。

質問 4

- (a) 公開草案に定められている測定原則に同意しますか。同意しない場合、どの測定原則に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 追加すべき測定原則は他にありますか。あるとすればどのようなものですか、そして追加すべき理由は何ですか。

表示及び開示の目的（第 11 項及び第 12 項）

本公開草案では、償却原価で測定される金融商品に関連する表示及び開示の目的を記載することを提案している。提案されている目的の表現は、「財務諸表の利用者が利息収益及び利息費用の財務上の影響、及び信用リスクを含む金融資産の質を評価できるようにする情

報」を提供することである。本公開草案では、企業の業績及び財政状態に与える全体的な影響、並びに提供されている情報の異なる側面間の相互関係（全体的な影響及び異なる側面間の相互関係の両方の原因についての説明を含む）を財務諸表の利用者に説明することの重要性をさらに強調している。

質問 5

- (a) 本公開草案における、償却原価で測定される金融商品に関連する表示及び開示の目的の表現は明確ですか。明確でない場合、どのような表現にすればよいと思いますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 本公開草案で定められている償却原価で測定される金融商品に関連する表示及び開示の目的は適切だと思いますか。適切でないと思う場合、その理由は何ですか。どのような目的を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

表示（第 13 項）

本公開草案では、以下の項目を包括利益計算書で個別に表示することを提案している。

- (a) 総利息収益（予想損失を考慮する前に実効金利法を用いて計算）
- (b) 当初予想信用損失の配分の影響。総利息収益（上記(a)）の減額として表示
- (c) 純利息収益（上記(a)と(b)の小計）
- (d) 償却原価で測定される金融資産及び負債に関連する見積りの変更から生じる利得及び損失
- (e) 利息費用（実効金利法を用いて計算）

本公開草案で提案されている測定アプローチに基づくと、企業は償却原価を算定する際に予想信用損失の当初見積額を考慮に入れ、金融資産の予想期間にわたり当該金額を配分することが求められることになる。提案されている表示に関する規定は、提案されている測定アプローチを反映しており、利息収益、利息費用及びキャッシュ・フローの見積変更による実績調整に影響を及ぼすさまざまな要因について、透明性が確保されるように作成されている。

質問 6

提案されている表示規定に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わり

にどのような表示が良いと思いますか、そしてその理由は何ですか。

開示（第 14 項から第 22 項）

開示の目的を満たすため（質問 5 及び 6 参照）、本公開草案では以下を求めている。

- (a) 信用損失を会計処理するにあたり引当金勘定を使用することを強制し、また、調整表及び企業の直接減額の方針を開示すること。
- (b) 以下を含む見積り及び見積りの変更の開示
 - (i) 信用損失を算定するにあたり使用したインプット及び仮定に関する情報
 - (ii) 見積りの変更から生じる利得及び損失の内訳、並びに見積りの変更の説明
 - (iii) 貸倒引当金の時の経過による繰入残高と累積直接減額との比較に関する情報。見積りの変更の影響が重要である場合には定性的分析も開示する。
- (c) 企業が内部のリスク管理目的でストレス・テストに関する情報を作成している場合には、その情報の開示
- (d) 補足的定性情報と併せて、企業の不履行資産の変動について調整した金融資産の質に関する開示
- (e) 金融資産の組成及び満期に関する情報（ビンテージ情報）

本公開草案により、包括利益計算書で表示される金額、信用損失の見積りを算定する際に使用されたインプット及び仮定、並びに償却原価で測定される金融資産の質についての開示が求められることになる。提案されている開示規定は、財政状態計算書及び包括利益計算書の金額は、単独では財務諸表の利用者が企業の財政状態及び業績に金融商品が与える影響、並びに関連するリスク・エクスポージャーを評価するにあたり十分ではないという考え方を反映している。

質問 7

- (a) 提案されている開示規定に同意しますか。同意しない場合、どの開示規定に異議がありますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 他にどのような開示が良いと思いますか（提案されている開示への追加でも代替のものでも良い）、そしてその理由は何ですか。

発効日及び経過規定（第 23 項から第 29 項）

当審議会は、発効日をいずれ検討するが、当該 IFRS は公表から約 3 年は強制適用とはしない予定にしている。当審議会は、当該 IFRS の早期適用を認める予定である。

本公開草案では、提案されている IFRS について、第 24 項から第 27 項に特定の経過規定を提案している。公開草案を作成する過程での審議において、当審議会は、第 25 項に定められている調整後実効金利ではなく、IAS 第 39 号に従って算定された当初実効金利を使う簡便な移行アプローチも検討していた（代替的移行アプローチ）。当審議会は、よりレリバン
トな情報を提供するということから、提案されているアプローチを選好した。提案されているアプローチで用いられる割引率は、提案されている測定アプローチを遡及適用したとした場合に、当該測定アプローチに従って算定されるであろう実効金利により近いものとなる。当審議会は、情報がよりレリバンとなることの便益の方が、複雑性が増すこと及び当該情報を作成する費用を上回ると考えている。また当審議会は、当初適用年度に関しては、提案されている規定に従い比較情報を開示することを免除することも検討した。しかし、当審議会は、提案されている規定を用いた比較情報を開示する便益の方が、複雑性が増すこと及び当該情報を作成する費用を上回ると考えている。

本公開草案では、移行に関して第 28 項及び第 29 項で特定の開示規定を提案している。

質問 8

強制適用が当該 IFRS の公表日から約 3 年後となることにより、提案されている規定を適用するにあたり十分な準備期間が取れると思いますか。取れないと思う場合、適切な準備期間はどのくらいですか、そしてその理由は何ですか。

質問 9

- (a) 提案されている経過規定に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。代わりにどのような経過規定を提案しますか、そしてその理由は何ですか。
- (b) 代替的移行アプローチ（上記の移行規定の要約に記載）を選好しますか。選好しない場合、その理由は何ですか。
- (c) 提案されている規定を反映させるために比較情報を修正再表示すべきであるという点に同意しますか。同意しない場合、代わりにどうするのが良いと思いますか、そしてその理由は何ですか。比較情報を修正再表示することを求める規定が準備期間（質問 8 参照）に影響を与えると考える場合、その理由及びその程度を説明してください。

質問 10

移行に関連して提案されている開示規定に同意しますか。同意しない場合、代わりにどのような開示規定を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

実務上の簡便法（B15 項から B17 項）

本公開草案は、償却原価を計算する実務上の簡便法に関してガイダンスを提案している。実務上の簡便法で基づかなければならない原則が定められており、実務上の簡便法の例として以下の 2 つが記載されている。

- (a) 売掛金について引当金のマトリックスを用いる
- (b) 償却原価を算定するにあたり独立した現在価値計算を 2 つ用いる

簡素化した計算によっても本公開草案で提案されている実効金利法を適用した場合に生じる結果を適切に近似する状況については、償却原価を算定するのに費用効率的な方法を促すため、本公開草案では実務上の簡便法を含めている。

質問 11

実務上の簡便法に関して提案されているガイダンスは適切だと思いますか。そうは思わない場合、その理由は何ですか。代わりに何を提案しますか、そしてその理由は何ですか。

質問 12

実務上の簡便法に関する追加ガイダンスを定めるべきだと考えますか。そのように考える場合、どのようなガイダンスを提案しますか、そしてその理由は何ですか。追加の実務上の簡便法があるとすれば、それはどの程度提案されている規定から生じる結果と近似すると思いますか、そしてその根拠は何ですか。

国際財務報告基準第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」(案) (IFRS 第 X 号 (案)) は、第 1 項から第 29 項、及び付録 A から付録 C で構成されている。全ての項は同等の効力を持つ。**太字**で表示されている項は、主な原則について述べた項である。付録 A で定義されている用語は IFRS 第 X 号 (案) で最初に使われる際にイタリック体で表示している。その他の用語の定義は、国際財務報告基準の用語集に表示されている。IFRS 第 X 号 (案) は、その目的及び結論の根拠、「国際財務報告基準に関する趣意書」、及び「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」に照らして読まなければならない。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」には、明確なガイダンスが存在しない場合に、会計方針を選択及び適用する際の根拠が定められている。

国際財務報告基準第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」（案）

目的

- 1 本 IFRS (案) の目的は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するための有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる、*金融資産及び金融負債*を *償却原価*で測定する際の原則を定めることである。本 IFRS (案) の原則は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に定められる金融資産及び金融負債の認識、分類、測定、表示及び開示についての原則を補完するものである。

範囲

- 2 本 IFRS (案) は IAS 第 39 号の適用対象であり、*償却原価*で測定される全ての項目に適用しなければならない。

償却原価での事後測定

償却原価測定のための目的

- 3 償却原価測定のための目的は、利息収益又は利息費用を *金融商品* の予想期間にわたり配分することにより、金融資産又は金融負債の実効利回りに関する情報を提供することである。
- 4 この原価ベースによる測定上、実効金利は、金融資産又は金融負債の予想期間にわたるキャッシュ・フローの当初予想、及び金融資産又は金融負債の当初帳簿価額に基づき算定される。したがって、償却原価とは、各測定日における現在キャッシュ・フロー情報と、金融商品の当初認識時の条件を反映した当該キャッシュ・フローの評価を組み合わせた測定である。
- 5 実効利回りは、手数料、授受されるポイント、*取引費用*、及びその他のプレミアム又はディスカウントだけでなく金融資産の予想信用損失の当初見積りを金融商品の予想期間にわたり配分したものを反映している。

測定原則

- 6 償却原価は、*実効金利法*を用いて計算しなければならない。したがって、償却原価は以下のインプットを用いて計算した現在価値となる。

(a) 金融商品の残存期間にわたる予想キャッシュ・フロー

(b) 割引率としての実効金利

- 7 償却原価は、キャッシュ・フローの見積りに関して、各測定日における現在のインプットを反映している。原価ベースによる測定として、償却原価は、当初測定に関するインプットも反映している。そのインプットとは、実効金利が現在の条件に契約上更改されることがない限り、当初測定時における実効金利となる（例：固定金利金融商品の実効金利、又は変動金利金融商品の一定のスプレッド）。
- 8 **キャッシュ・フロー・インプットの見積りは、期待値である。したがって、キャッシュ・フローの金額及び時期は起こりうる結果を確率加重したものとなる。**
- 9 償却原価について使用されるキャッシュ・フロー・インプットは、実効利回りに関する情報を提供することが目的であるため予想キャッシュ・フローに基づいている。
- 10 **実効金利法は、利息収益及び利息費用の配分を決定する。その目的のために使われる実効金利は、金融商品の利払いが契約でどのように定められているか（すなわち、約定金利のどの部分（そのような部分がある場合）が更改されるのか）を反映している。**

提案されている表示及び開示に関する規定は、提案の理解を促すため、関連する測定規定と共に公開草案に含められている。IFRS 第 X 号を最終的に決定するにあたり、当審議会は、表示及び開示に関する規定を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」それぞれの改訂として処理する可能性がある。

表示及び開示**表示及び開示の目的**

- 11 企業は、財務諸表の利用者が利息収益及び利息費用の財務上の影響と、信用リスクを含む金融資産の質を評価できるようにする情報を表示・開示しなければならない。
- 12 この目的を達成するために、企業は、以下の両方を行わなければならない。
- (a) 第 13 項から第 22 項で要求される情報を最低限提供する。
- (b) 企業の業績及び財政状態に与える全体的な影響、並びに提供されている情報の異なる側面間の相互関係を、財務諸表の利用者に説明するような方法で情報を提供する。そのような説明には、全体的な影響の原因と、提供されている情報の異なる側面間の相互関係の原因の両方についての説明が含まれてい

なければならない。

表示

- 13 包括利益計算書には、当期についての以下の金額を表示している項目を含めなければならない。
- (a) 総利息収益（予想信用損失の当初見積りの配分を考慮する前に実効金利法を用いて計算）
 - (b) 当初予想信用損失の当期配分金額。総利息収益（上記(a)）の減額として表示しなければならない
 - (c) 純利息収益（上記(a)と(b)の小計）
 - (d) 償却原価で測定される金融資産及び負債に関連する見積りの変更から生じる利得及び損失
 - (e) 利息費用（実効金利法を用いて計算）

開示

金融商品の種類及び開示の水準

- 14 本 IFRS（案）が金融資産又は金融負債の種類ごとに開示を要求している場合、企業は、開示される情報の性質に適切となり、金融商品の特徴を考慮に入れている種類ごとに金融商品をグループ化しなければならない。企業は、財政状態計算書に表示される項目への調整ができるように、十分な情報を提供しなければならない。

引当金勘定

- 15 償却原価で測定される金融資産に関して、企業は信用損失を会計処理するにあたり引当金勘定を使用しなければならない。企業は、金融資産の種類ごとに、以下を開示しなければならない。
- (a) 当期における当該引当金の変動の調整
 - (b) 企業の直接減額の方針

見積り及び見積りの変更

- 16 企業は、償却原価を算定するために必要となる、見積り及び見積りの変更について説明した情報を開示しなければならない。

- 17 企業は、予想信用損失を算定する際に使用されたインプット及び仮定を説明しなければならない。そのため、企業は以下を開示しなければならない。
- (a) インプットの根拠（例：内部の過去情報、又は格付けレポート）、及び予想信用損失を当初算定するために用いた見積手法
 - (b) 1つ又は複数のインプットを、合理的に可能な代替的仮定に変更したときに当初予想信用損失が著しく変動する場合、又は、その後の信用損失の変動が著しく変わる場合、
 - (i) その事実
 - (ii) それらの変動が及ぼす影響、及び影響をどのように計算したか
 - (c) 見積りの変更について、どの見積りを変更したか、変更の原因、並びに用いられる新しいインプット及び仮定の説明
 - (d) 見積手法が変更となった場合、その変更及び変更の理由
- 18 第 13 項(d)は、償却原価で測定される金融資産及び金融負債に関連した見積りの変更から生じる利得及び損失を、包括利益計算書で個別に表示することを求めている。企業は、そうした利得及び損失を説明しなければならない。そのため、企業は以下を開示しなければならない。
- (a) これらの利得及び損失に関する以下の内訳
 - (i) 信用損失の見積り変更に起因する金額
 - (ii) その他要因に起因する金額（例えば、期限前返済率の見積り変更）
 - (b) 以下のいずれかの場合には、これらの利得及び損失に関するさらなる定量的及び定性的分析
 - (i) これらの利得及び損失が純損益に重大な影響を及ぼす場合
 - (ii) 特定のポートフォリオ、組成期間又は地理的地域がこれらの利得及び損失に重大な影響を及ぼす場合
- 19 企業は、金融資産の種類ごとに以下を開示しなければならない。
- (a) 貸倒引当金の時の経過による繰入残高と累積直接減額との比較
 - (b) 信用損失の見積りの変更がこの比較に与える影響が重大となる場合には、その変更の影響の定性的分析

ストレス・テスト

- 20 企業が社内でのリスク管理目的でストレス・テストに関する情報を作成している場合には、その事実及び財務諸表の利用者が以下を理解するための情報を開示しなければならない。

- (a) 企業の財政状態及び業績への影響
- (b) 企業がそのストレス・シナリオに耐える能力

金融資産の信用の質

- 21 償却原価で測定される金融資産について、企業は金融資産の種類ごとに以下を開示しなければならない。

- (a) 当期中の不履行金融資産の変動の調整表
- (b) 不履行金融資産の変動と、引当金勘定の変動との相互関係が重要である場合、その相互関係の定性的分析

組成及び満期に関する（ビンテージ）情報

- 22 償却原価で測定される金融資産について、企業は金融資産の種類ごとに組成した年及び満期となる年を示した情報（ビンテージ情報）を開示しなければならない。

発効日及び経過規定**発効日**

- 23 企業は、本 IFRS(案)を「公表後に挿入される日付」以降開始する事業年度から適用しなければならない。早期適用は容認される。企業が本 IFRS(案)を「公表後に挿入される日付」より前の期間の財務諸表で適用する場合にはその旨を開示し、付録 C に定められる改訂を同時に適用しなければならない。

経過規定

- 24 第 25 項から第 29 項の経過規定の当初適用日は、企業が本 IFRS(案)の規定を初めて適用する事業年度の期首となる。
- 25 本 IFRS（案）の当初適用日より前に当初認識された償却原価で測定される金融商品について、当該金融商品の当初認識時に本 IFRS（案）を適用していたとしたら本 IFRS(案)に従って算定されていたであろう実効金利に近似させることが目的である。この目的は、以前 IAS 第 39 号に従って算定された実効金利に、実効金利の移行調整を行うことによって達成される。

- 26 実効金利の移行調整を決定するにあたり、企業は、入手可能な全ての過去のデータを使用し、必要に応じて本 IFRS (案) に従って実効金利が算定されている類似の金融商品（すなわち、当初適用時頃に当初認識された金融商品）に関する情報で補足しなければならない。
- 27 企業は、表示される最も古い期間において影響を受ける資本の部の各構成要素の開始残高、及び表示される各期間について開示されている比較情報の金額を、本 IFRS (案) が常に適用されていたかのように調整しなければならないが、以前 IAS 第 39 号に従って算定された金利を実効金利として、実効金利の移行調整により調整して使用する。

開示

- 28 本 IFRS (案) の当初適用の影響を、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って説明するにあたり、企業は以下の定性的分析を提供しなければならない。
- (a) 本 IFRS (案) (第 24 項から第 27 項の経過規定を含む) に従って算定された実効金利と企業の以前の会計方針に従って使用されていた金利との差異から生じる純損益への影響
 - (b) その影響（上記(a)）が金融資産の償却原価の移行調整の金額とどのように関係しているか
- 29 第 19 項を適用するにあたり、企業は表示される最も古い期間より前の期間についての情報は開示しなくてもよい。

付録 A

用語の定義

本付録は、本 IFRS (案) の不可欠な一部を構成するものである。

以下の用語は、IAS 第 32 号の第 11 項、又は IAS 第 39 号の第 9 項でその定義が定められており、本 IFRS (案) において IAS 第 32 号又は IAS 第 39 号で定められる意味で使われている。

- (a) 公正価値
- (b) 金融資産
- (c) 金融商品
- (d) 金融負債

償却原価	利息収益及び利息費用を配分するために償却を用いる、金融商品の原価ベースによる測定である。
実効金利法	実効金利を使って金融資産又は金融負債（あるいは金融資産又は金融負債のグループ）の償却原価を算定する方法である。
実効金利	金融商品の予想期間にわたって支払う又は受領することになる将来キャッシュ・フローの見積りを、金融資産又は金融負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率（又は契約に従って更改される金利部分と合わせて正確に割引くスプレッド）。
不履行	90 日を超えて期限が経過している、又は回収不能であるとみなされる金融資産の状態
取引費用	金融資産又は金融負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コスト。増分コストとは、企業が当該金融商品を取得、発行又は処分していなければ発生しなかった費用をいう。
直接減額	償却原価で測定される金融資産が回収不能となったことから生じる当該資産の帳簿価額の直接の減額。企業が回収を合理的に期待できず、執行活動をそれ以上行わない場合に、金融資産は回収不能とみなされる。

付録 B

適用指針

本付録は、本 IFRS（案）の不可欠な一部を構成するものである。

測定原則（第 6 項から第 10 項）

償却原価

B1 償却原価とは、金融資産又は金融負債が当初認識時に測定される金額で、時の経過と共に以下のように調整されるものを言う。

- (a) 元本の返済を減額
- (b) 当初金額と満期金額との差額について実効金利を使った償却累計額を加算又は減額
- (c) 予想キャッシュ・フローを各測定日において（例：期限前償還又は回収不能性について）再評価したことによる影響から生じる追加額又は減少額を加算又は減額

当初測定を上記で定められるように調整すると、それぞれの測定日の実効金利（第 6 項参照）を用いて割り引いた、金融商品の残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの現在価値である帳簿価額が算定される。

B2 企業が支払金額又は受取金額の見積りを改訂する場合には、実際のキャッシュ・フロー及び予想キャッシュ・フローの改訂後の見積りを反映するために、金融資産又は金融負債（又は金融商品のグループ）の帳簿価額を調整しなければならない。第 6 項に従い、企業は金融商品の実効金利を使って（改訂後の見積りに基づき）予想キャッシュ・フローの現在価値を計算し、帳簿価額の再計算を行う。いかなる調整額も純損益に認識し、第 13 項(d)に従って包括利益計算書に表示する。

予想キャッシュ・フロー

B3 償却原価で使われるキャッシュ・フロー・インプットは、予想キャッシュ・フローである。第 8 項に従い、予想キャッシュ・フローの見積りは期待値として算定される。企業は、予想キャッシュ・フローの見積りにあたり以下を考慮しなければならない。

- (a) 金融商品の全ての契約条件（例：期限前償還、コール及びそれに類するオプション）

(b) 金融商品の当初測定に含まれていない場合には、実効金利の不可欠な一部となる契約の当事者間で授受される手数料及びポイント（IAS 第 18 号「収益」参照）

(c) 金融資産に関しては、当該資産の期間全体にわたる信用損失

金融負債に関しては、予想キャッシュ・フローの見積りに、企業自身の不履行リスクを反映しない。

- B4 償却原価を見積るにあたり、予想キャッシュ・フローは集合的（例：グループ又はポートフォリオのレベルで）又は個別に見積ることができる。見積りのベースは、金融資産の期間中に変更する場合がある。例えば、デフォルトやウォッチ・リストに追加された後に、金融資産はポートフォリオから取り除かれ、別のポートフォリオに追加されるか、当該金融資産についての予想キャッシュ・フローは個別に見積られることになる場合がある。予想キャッシュ・フローが集合的に見積られたものか、個別に見積られたものかに関係なく、見積りは常に期待値である（第 8 項参照）。
- B5 企業が、予想キャッシュ・フローを集合的に見積るか個別に見積るかを判断する際には、以下を行わなければならない。
- (a) 最善の見積りが提供されるアプローチを使う
- (b) 使用しているアプローチにより、信用損失が二重計算されないようにする
- B6 信用損失が予想キャッシュ・フローに及ぼす影響を集合的に見積る場合には、契約条件に従って期日どおりに全ての金額を支払う債務者の能力を示している類似の信用リスク特性に基づき（例：資産の種類、産業、地理的なロケーション、担保の種類、延滞状況及びその他関連要因を考慮した信用リスク評価又は格付プロセスに基づき）金融資産をグループ化する。ここで選ばれる特性は、評価対象である金融資産の契約条件に従って期日どおりに全ての金額を支払う債務者の能力を示しているため、そうした資産のグループについての予想キャッシュ・フローの見積りに関連している。
- B7 信用損失が予想キャッシュ・フローに与える影響を見積るにあたり、企業は社内外の様々なデータソースを使うことができる。例えば、内部の過去の貸倒実績、内部格付、その他の企業の貸倒実績、並びに外部の格付、報告書及び統計などである。企業固有の貸倒実績がない、又は十分な実績がない企業は、類似の金融資産（又は金融資産のグループ）について同業他社の実績を使うことができる。
- B8 貸倒実績といった過去のデータは、過去のデータの基礎となった期間には影響し

ていなかった現在の状況の影響を反映させ、過去の当該期間における状況のうち現在では存在していない状況の影響を取り除くように、現在の観察可能なデータに基づいて調整する。予想キャッシュ・フローの変動の見積りは、期間ごとの関連する観察可能なデータの変動（失業率、不動産価格、商品価格、支払状況、あるいは金融資産又は金融資産のグループの信用損失の指標となる其他要因の変動、及びその程度）を反映したものであり、そのような変動と方向性が一致している。信用損失が予想キャッシュ・フローに及ぼす影響を見積る際に使用する手法及び仮定は、見積りと実際の貸倒実績との差異を少なくするために定期的に見直す。

- B9 予想キャッシュ・フローを見積る際に貸倒実績率を使う場合には、貸倒実績率に関する情報を、その貸倒実績率が観察されたグループと整合した方法で定義されたグループに適用することが重要である。したがって、使用される方法は、各グループを、類似の使用リスク特性を持つ資産のグループの過去の貸倒実績に関する情報、及び現在の状況を反映している観察可能な関連データと関連付けることができるものでなければならない。
- B10 担保付金融資産の予想キャッシュ・フローの見積りは、担保権の行使の可能性があるか否かにかかわらず、担保を取得し売却するための費用を控除した担保権の行使により生じる可能性のあるキャッシュ・フローを反映したものである。担保権の行使によって取得した担保は、他の IFRS の資産の認識要件を満たす場合を除き、担保付金融資産とは別に資産として認識されることはない。

利息収益及び利息費用の配分メカニズム

- B11 第 10 項に従うと、実効金利は金融商品の利息の支払が契約でどのように定められているかを反映している。実効金利は、まず金融商品の当初認識時に算定される。実効金利は契約に従って更改される構成要素に関連して算定される。例えば、以下のとおりである。
- (a) 固定金利の金融商品の場合、実効金利は金融商品の帳簿価額（すなわち当初測定額）と同額となる予想キャッシュ・フローの現在価値（B3 項に従って算定）が算出される割引率である（当初実効金利）。
 - (b) ベンチマーク金利部分（例：LIBOR プラス 100 ベーシスポイント）が更改される変動金利の金融商品の場合、実効金利は 1 つの一定の利率としては算定されない。その代わりに、割引を行う際にはベンチマーク金利のスポット・カーブ*とスプレッドを合わせて使用する。このスプレッドは反復計算により算

* スポット・カーブは、ゼロ・クーポン・カーブと呼ばれることがある。

出されるため、予想キャッシュ・フローの現在価値（B3 項に従って算定）は金融商品の現在価値（すなわち、当初測定額）に等しくなる（当初実効スプレッド）。

B12 金融商品の金利キャッシュ・フローの契約上の更改により、金利が調整される範囲において（また、影響を受ける構成部分に関連して）実効金利は変わることになる。例えば、

(a) 固定金利の金融商品に関しては、契約上の金利のいかなる部分も更改されない。したがって、実効金利は金融商品の期間にわたり一定となる（すなわち、各測定日で償却原価を計算するにあたり、当初実効金利を使用する）。

(b) ベンチマーク金利部分（例：LIBOR プラス 100 ベーシスポイント）が更改される変動金利の金融商品に関しては、ベンチマーク金利の変動を反映させるためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより、当該ベンチマーク部分に関連する実効金利が変わることになる。すなわち、当初実効スプレッドは一定である一方で、ベンチマーク金利のスポット・カーブはアップデートされるということである。したがって、変動金利の金融商品の各キャッシュ・フローは、以下の(i)及び(ii)を加算した率で割り引かれることになる。

(i) 各キャッシュ・フロー日で適用されるスポット・レート

(ii) 当初実効スプレッド

B13 一般的に実効金利法では、実効金利の計算に含まれる手数料、授受されるポイント、取引費用、及びその他プレミアム又はディスカウントを、償却という方法で金融商品の予想期間にわたり配分する。しかし、手数料、授受されるポイント、取引費用、プレミアム又はディスカウントが関係している期間が当該金融商品の予想期間よりも短い場合、これらの金額はその短い期間にわたり配分される。この配分の影響により、その短い期間にわたり当該金融商品の受取利息又は支払利息は調整されることになる。例えば、変動金利金融商品のプレミアムやディスカウントに、変動金利が更改されてからのベンチマーク・レートの変動が反映されている場合、関連する配分期間は金融商品の予想期間よりも短いことになる。そのような場合、適切な配分期間は次のそうした更改日までの期間となる。しかし、例えば信用リスクの変動を、金融商品に識別されている変動金利を超える信用スプレッドに反映されている信用リスクと比較した場合にプレミアム又はディスカウントが生じる場合には、当該プレミアム又はディスカウントは金融商品の予想期間にわたって、又はその時点の条件に合わせた改定を反映する信用スプレッドの更改が予想期間より前になる場合にはその更改までの期間にわたって配分され

る。取引費用といった市場レートに更改されないその他変数又は金額に関しては、適切な配分期間は金融商品の予想期間となる。

- B14 金融商品の条件が、債務者の財政難により再交渉又は修正される場合、条件の修正前の実効金利を使って償却原価を計算することにより、あらゆる減損を測定する。その際、帳簿価額が修正されることになる場合には、当該金額を純損益に認識し、第 13 項(d)に従って包括利益計算書に表示する。

実務上の簡便法

- B15 企業は、全体的な影響が重要とならない場合には、償却原価を計算するにあたり実務上の簡便法を使うことができる。実務上の簡便法は、以下の原則と整合的でないといけない。

- (a) 計算に貨幣の時間価値の影響を組み入れる（ただし、割引による影響が重要とならない場合には短期債権に係るキャッシュ・フローを除く）
- (b) 計算に、金融商品の残存期間全体（残存期間の一部だけではなく）にわたる全ての予想キャッシュ・フローを含める
- (c) 計算により、金融商品の当初測定と等しくなる現在価値が算出される（すなわち、金融商品の当初測定とその時点で実務上の簡便法を使って算定された帳簿価額との間に差異があることにより、損失が生じるということがない）

- B16 実務上の簡便法の例としては、引当金マトリックスを使って売掛金の償却原価を算定するというものがある。企業は、予想信用損失を見積るために過去の売掛金の貸倒実績を使うことになる。引当金マトリックスにより、例えば債権の期日が何日経過しているかによって一定の引当率が識別される場合がある（例：90 日未満であれば 3%、90 日から 180 日の間であれば 20%など）。顧客層の多様性により、異なる顧客セグメント間で貸倒実績における損失パターンが大きく異なるのであれば、企業は適切なグループ化を行うことになる。資産をグループ化するために使われる規準には、地理、製品の種類、顧客の格付、担保や取引信用保険、又は顧客の種類（例えば卸売業又は小売業）などがある。売掛金には約定金利がなく、非常に期間が短いため割引による影響が重要とはならない（B15 項(a)参照）と仮定すると、企業に利息は帰属しない。したがって、そうした売掛金について、企業は実効金利を算定せず、利息収益も認識しない。その代わりに、企業は当該売掛金を当初認識時に請求金額から割引前予想信用損失の当初見積額を控除した金額で測定することになるが、その金額はその時点での償却原価にもなる（B15 項(c)参照）。当該売掛金に関連する収益（例：商品の販売収益）を算定するにあたり、割引前予想信用損失の当初見積りは請求額からの控除として取り扱われる。

B17 企業はまた、実効金利法と代替りの配分メカニズムとの結果の違いが重要とはならない場合、金融資産の予想期間にわたる予想信用損失の当初見積りの配分において、実効金利法の代わりに実務上の簡便法を用いることができる。例えば、企業は個別に 2 つの現在価値計算を使うことによって償却原価を算定することができる。

- (a) 最初の計算では、予想信用損失の影響を除いた償却原価を算定する
- (b) 次の計算では、実効金利とは違う割引率（例：リスクフリー金利）を使って（別の計算として）予想信用損失の現在価値を算定する。企業は、予想信用損失の当初見積りの現在価値についての償却プロファイルを決定し、当該期間の償却費を最初の計算から算出した利息収益（上記(a)参照）の減額として会計処理する。予想信用損失の見積りを改定したことによる予想信用損失の現在価値の変動は、純損益に認識し、見積りの変動から生じる利得及び損失として表示する（第 13 項(d)参照）。

表示（第 13 項）

B18 実効金利法を使って計算された金額とされている項目には、以下の金額のみが含まれる。

- (a) 当該手法に基づく利息である金額
- (b) ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係の利息収益又は利息費用への影響を表す金額

B19 B18 項に定められる以外の金額が、実効金利法を使って計算された金額とされている項目に含まれることがあってはならない。例えば、以下のような項目がある。

- (a) 為替差損益
- (b) ヘッジ会計の要件を満たさないヘッジ取引に関連する利得又は損失
- (c) 金融資産又は負債の認識の中止から生じる利得又は損失
- (d) 実効金利を算定するにあたり含まれていない手数料又は取引費用
- (e) 償却原価に分類されない金融商品の利息収益又は利息費用（例：売買目的で保有する債券について受領したクーポン利息）

開示

金融商品の種類及び開示の水準（第 14 項）

- B20 第14項は、開示される情報の性質に適切となり、当該金融商品の特徴を考慮に入れた種類（class）ごとに金融商品をグループ化することを企業に対して要求している。これらの種類は企業によって決定され、したがって（金融商品をどのように測定し、公正価値の変動をどこで認識するかを決める）金融商品の測定カテゴリーとは異なるものである。
- B21 企業は、状況に合わせて、本 IFRS（案）の規定を満たすためにどの程度詳細な情報を提供し、規定の異なる側面にどの程度重点を置き、全体像を示すために異なる特徴を持つ情報を混合することなくどのように情報を集約するかを判断する。財務諸表の利用者にとって役立つものにはならない、必要以上の詳細が記載された財務諸表を作成する負担と、情報を集約しすぎたことにより重要な情報が曖昧になってしまうことの間でバランスを取ることが必要である。例えば、重要ではない膨大な詳細の中に重要な情報を含めることによって、当該情報を曖昧にすることがあってはならない。同様に、個別取引間又は関連するリスク間の重要な差異が曖昧になってしまうくらいまで情報を集約して開示することがあってはならない。

引当金勘定（第15項）

- B22 信用損失についての引当金勘定の変動の調整表では、最低限以下を示した期首と期末の残高の調整が行われなければならない。
- (a) 当初予想信用損失の配分から生じる増加。すなわち、第13項(b)に従って総利息収益からの減額として表示される金額
 - (b) 予想信用損失の見積りの変動から生じる増加。すなわち、第13項(d)に従って表示される利得及び損失に含められる金額
 - (c) 予想信用損失の見積りの変動から生じる減少。すなわち、第13項(d)に従って表示される利得及び損失に含められる金額
 - (d) 直接減額
- B23 企業は、引当金勘定の変動の調整表に全ての償却額を含めなければならない（すなわち、引当金勘定の繰入及び引当金勘定の取崩しの両方を含む総額ベースで）。これは、金融資産が減損し、同じ期に償却される場合であっても適用される。従って、引当金勘定を使わずに、金融資産の契約金額をそのまま直接減額することは禁止される。

貸倒引当金と累積直接減額の比較（第19項）

- B24 貸倒引当金の時の経過による積立と、累積直接減額との比較を表形式で提供しなければならない（形式の例を以下に示す）。

組成年度	20X1	20X2	20X3	20X4	合計
	CU	CU	CU	CU	CU*
貸倒引当金（累積）：					
組成年度末	xx	xx	xx	yy	
1 年後	xx	xx	yy		
2 年後	xx	yy			
3 年後	yy				
貸倒引当金総額（直接減額前）	<u>yy</u>	<u>yy</u>	<u>yy</u>	<u>yy</u>	<u>zz</u>
延滞による累積直接減額	xx	xx	xx	xx	zz
担保権実行による累積直接減額	<u>xx</u>	<u>xx</u>	<u>xx</u>	<u>xx</u>	<u>zz</u>
累積直接減額の合計	zz	zz	zz	zz	zz
正味貸倒引当金（貸倒引当金総額から累積直接減額を控除）	<u>zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>	<u>zz</u>

- B25 信用損失における見積りの変動がこの比較に与える影響の定性的分析は、繰入が生じる原因と、それらの原因が直接減額にどのように関係しているかという点について定性的な説明を行う。

ストレス・テストに関する情報（第 20 項）

- B26 企業がストレス・テストについて提供する情報には、一般的に以下が含まれる（がそれだけに限定されない）。

- (a) ストレス・テストの実施方法
- (b) 使用しているストレス・シナリオ及び関連する仮定の説明
- (c) 重要な結論を含むストレス・テストの結果

* 本 IFRS（案）では、貨幣金額は「通貨単位（CU）」建で表示されている。

金融資産の信用の質（第 21 項）

B27 不履行金融資産における変動の調整表では、最低限以下を示した当該期間の期首と期末の額面金額の調整が行われなければならない。

- (a) 正常貸付金を不履行貸付金に区分変更することにより生じる増加（すなわち、信用の質の悪化）
- (b) 不履行貸付金を取得したことにより生じる増加
- (c) 担保の実行による回収から生じる減少
- (d) 債務者からの支払いによる回収から生じる減少
- (e) 再交渉
- (f) 直接減額

B28 不履行金融資産における変動と、引当金勘定における変動との相互関係についての定性的分析は、この 2 種類の変動がお互いにどのように関係しているかということと、これらの変動に共通の原因があればそのような原因について定性的な説明を行う。

組成及び満期に関する（ビンテージ）情報（第 22 項）

B29 組成及び満期の年を示した情報は、以下のように提供しなければならない。

- (a) 額面金額に基づいて
- (b) 表形式で（考えられる形式の例を以下に示す。）

	組成年度				合計
	20X1	20X2	20X3	20X4	
	CU	CU	CU	CU	CU
満期					
20X3	xx	xx	xx		zz
20X4	xx	xx	xx	xx	zz
20X5	xx	xx	xx	xx	zz
20X6		xx	xx	xx	zz

20X7		XX		XX	ZZ
20X8				XX	ZZ
合計		<u>ZZ</u>	<u>ZZ</u>	<u>ZZ</u>	<u>ZZ</u>

経過規定（第 26 項）

B30 第 26 項で定められている原則は、様々な方法で適用することができる。例えば以下のような方法がある。

- (a) 本 IFRS（案）の当初適用日近くに当初認識された類似の金融商品に関する情報を用いて、実効金利の移行調整を推定するために指標分析を使う
- (b) 本 IFRS（案）の当初適用日近くに当初認識された類似の金融商品について算定された当初予想信用損失を配分した影響を反映した実効金利に対する調整を使う。このアプローチを使う場合、企業は、その結果生じる調整済実効金利が、当該金融商品の当初認識日のリスクフリー金利を下回らないようにしなければならない。

用語の定義

取引費用

B31 取引費用には、代理人（販売代理店となっている従業員も含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払われる手数料及びコミッション、規制当局及び証券取引所による賦課金、譲渡税などが含まれる。取引費用には、債券のプレミアム又はディスカウント、内部管理費あるいは保有費は含まれない。

直接減額

B32 直接減額は、金融資産全体に関係している場合もあれば、金融資産の一部に関係している場合もある。例えば、企業が担保権を行使して金融資産の 30%を回収し、当該金融資産についてこれ以上の金額は回収されないと想定する場合には、残りの 70%が直接減額されることになる。

B33 金融資産を直接減額する場合、予想損失は直接減額のコストの 100%となる。企業は、B23 項に従い、直接減額を引当金勘定の積立、又は取崩しとして含めることなしに、いかなる金額も直接減額してはならない。

- B34 直接減額の定義は、関連金額の回収を企業が合理的に期待できないというものである。したがって、直接減額は認識の中止の事象となる。

付録 C

他の IFRS の改訂

本付録（案）における修正は、〔公表後に挿入される日付〕以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本 IFRS（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対してもこれらの修正を適用しなければならない。修正された項は、新たな内容には下線が引かれ、削除される内容には取消線が引かれている。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

C1 第 16 項が削除される。以下のように第 20 項は改訂され、第 44H 項が追加される。

財政状態及び業績に対する金融商品の重要性

包括利益計算書

収益、費用、利得及び損失項目

20 企業は、包括利益計算書又は注記で、以下の収益、費用、利得及び損失項目を開示しなければならない。

- (a) 以下に関する正味利得又は正味損失；
 - (i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債。この場合、当初認識時にそのようなものとして指定された金融資産及び金融負債の正味利得又は正味損失と、IAS 第 39 号に従って売買目的保有として分類される金融資産又は金融負債の正味利得又は正味損失とを区分して示す；
 - (ii) 売却可能金融資産。この場合、当期中に包括利益に認識された利得又は損失の額と当期中に資本から純損益に振り替えられた額とを区分して示す；
 - (iii) 満期保有投資（IFRS（案）第 X 号に従って包括利益計算書に表示されるものを除く）；
 - (iv) 貸付金及び債権（IFRS（案）第 X 号に従って包括利益計算書に表示されるものを除く）；及び
 - (v) 償却原価で測定される金融負債（IFRS（案）第 X 号に従って包括利益計算書に表示されるものを除く）；
- (b) （削除） 純損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産及び

~~金融負債に関する（実効金利法の使用により算定される）金利収益総額及び金利費用総額；~~

(c) 以下から生じる（実効金利の決定に含まれる金額以外の）手数料収入及び費用；

(i) 純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産及び金融負債；及び

(ii) 個人、信託、退職給付制度、その他の機関の代理として資産を保有し、投資する結果となる信託及びその他の受託業務；

(d) IAS 第 39 号の AG93 項に従って発生する減損している金融資産の受取利息；及び

(e) （削除）金融資産の種類ごとの減損損失の金額

発効日及び経過規定

44H [公表後に挿入される日付] に公表された IFRS（案）第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」により、第 16 項が削除され、第 20 項が改訂された。また、付録 B の B5 項も改訂された。企業は、これらの改訂を [公表後に挿入される日付] 以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本 IFRS（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対してこれらの修正を適用しなければならない。

C2 付録 B（適用指針）の B5 項は、以下のように改訂される。

財政状態及び業績に対する金融商品の重要性

その他の開示—会計方針（第 21 項）

B5 第 21 項は財務諸表を作成する際の測定のベース及び使用されたその他の会計方針のうち、財務諸表の理解に関連性のあるものの開示を要求している。金融商品については、そうした開示には以下の事項が盛り込まれていなければならない。

(a) 企業が純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産及び金融負債については、

(i) 企業が純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産及び金融負債の内容；

- (ii) 当初認識において当該金融資産及び金融負債をそのように指定するときの要件；
- (iii) かかる指定を行うに当たり、企業はどのように IAS 第 39 号第 9 項、第 11A 項及び第 12 項に定められる条件を満たしているのか。IAS 第 39 号の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債の定義の (b) (i) に準拠して指定される金融商品については、指定していなかったとしたら測定又は認識の一貫性が保たれなくなるような状況について、開示の中で説明しなければならない。IAS 第 39 号の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債の定義の (b) (ii) に準拠して指定される金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定するものへの指定が、企業が文書にまとめているリスク管理又は投資戦略とどのように整合するかを、開示の中で説明しなければならない。
- (b) 売却可能で保有する金融資産に指定する場合の要件
- (c) 金融資産の普通取引が取引日で会計処理されるのか、決済日に会計処理されるのか (IAS 第 39 号第 38 項参照)
- ~~(d) (削除) どのような場合に、引当金勘定を、信用損失により減損した金融資産の帳簿価額を減額するために使用するのか~~
 - ~~(i) どのような場合に、減損した金融資産の帳簿価額を直接減額するのか(評価減の戻入の場合には、直接増加すべきか)、また、どのような場合に引当金勘定を取り崩すのかを判断するための要件；~~
 - ~~(ii) 減損した金融資産の帳簿価額を引当金勘定に計上されている金額をもって評価減する場合の要件 (第 16 項参照)。~~
- (e) それぞれの種類の金融商品の正味利得又は正味損失をどのように算定するのか (第 20 項(a) 参照)。例えば、純損益を通じて公正価値で測定される項目の正味利得又は正味損失には利息収益又は配当収益が含まれているかどうか、など。
- ~~(f) (削除) 減損損失が発生していないとする客観的な証拠が存在するかどうかを判断する場合に企業が用いる要件 (第 20 項(e) 参照)。~~
- (g) 条件の再交渉がなければ期日が経過してしまっている、又は減損し

ている金融資産に関し、その条件が再交渉されている場合の、かかる再交渉の対象となる金融資産に関する会計方針(第36項(d)参照)。

IAS 第1号(2007年改訂)第122項により、企業は、重要な会計方針の要約又は注記で、見積りを伴う判断は別として、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行う、財務諸表に認識される金額に最も重要な影響を及ぼす判断について開示しなければならない。

IAS 第18号「収益」

C3 以下のように第30項が改訂され、第39項が追加される。

利息、ロイヤルティ及び配当

30 収益は、以下のベースで認識しなければならない。

- (a) 利息は、IAS 第39号第9項及びAG5項からAG8項 IFRS (案) 第X号に示されている実効金利法により認識しなければならない；
- (b) ロイヤルティは、関連する契約の實質に従って発生基準で認識しなければならない
- (c) 配当は、支払を受ける株主の権利が確定したときに認識しなければならない

発効日

39 [公表後に挿入される日付]に公表されたIFRS(案)第X号「金融商品：償却原価及び減損」により、第30項が改訂された。企業は、これらの改訂を[公表後に挿入される日付]以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本IFRS(案)を早期適用する場合は、早期適用期間に対してこの修正を適用しなければならない。

IAS 第28号「関連会社に対する投資」

C4 第31項が削除され、以下のように第32項及び第33項が改訂され、第41D項が追加される。

持分法の適用

減損損失

- 31 ~~（削除）第 29 項に従った関連会社の損失の認識を含めて、持分法を適用した後に、投資企業は、関連会社に対する純投資に関する追加の減損損失を認識する必要があるかどうかを判定するために、IAS 第 39 号の規定を適用する。~~
- 32 投資企業はまた、当該純投資の一部を構成するものではない関連会社に対する投資企業の持分に関し、さらに減損損失を認識する必要があるかどうか、及び減損損失の金額を決定するために、IAS 第 39 号の規定を適用する。
- 33 第 29 号に従って関連会社の損失を認識するなど、持分法を適用した後に、投資企業は関連会社に対する投資企業の純投資に対してさらに減損損失を認識する必要があるかどうかを決定するために、IAS 第 36 号「資産の減損」の規定を適用する。 関連会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、IAS 第 36 号「~~資産の減損~~」におけるのれんの減損テストの規定を個別に適用して減損テストを行うことはしない。その代わり、~~IAS 第 39 号の規定の適用により投資が減損している可能性が示唆されている場合には、~~投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち高い方）を帳簿価額と比較することにより、IAS 第 36 号に従って減損テストを行う。そうした状況で認識された減損損失は、当該関連会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成する資産（のれんを含む）には配分されない。したがって、当該減損損失の戻入は、投資の回収可能価額がその後が増加した範囲で、IAS 第 36 号に従って認識される。投資の使用価値を決定する際には、企業は次のいずれかを見積る。
- (a) 関連会社の事業活動からのキャッシュ・フロー及び当該投資の最終的な処分による収入額を含めて、関連会社が創出するであろう見積将来キャッシュ・フローの現在価値に対する持分；又は
- (b) 当該投資からの配当及び当該投資の最終的な処分により発生すると予測される見積将来キャッシュ・フローの現在価値
- 適切な仮定の下では、上記いずれの方法も同じ結果を導く。

発効日及び経過規定

- 41D [公表後に挿入される日付] に公表された IFRS (案) 第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」により、第 31 項が削除され、第 32 項及び第 33 項が改訂された。企業は、これらの改訂を [公表後に挿入される日付] 以後

開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本 IFRS（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対してこの修正を適用しなければならない。

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

- C5 第 58 項及び AG93 項、並びに 1 つの見出しが改訂される。第 9 項の金融資産又は金融負債の償却原価、実効金利法及び取引費用の定義、並びに第 63 項の見出し及び第 63 項から第 65 項、AG5 項の見出し及び AG5 項から AG8 項、AG84 項の見出し及び AG84 項から AG92 項が削除される。第 108D 項が追加される。

測定

金融資産の減損及び回収不能

- 58 取得原価で計上されている、又は売却可能に分類されている金融資産について、企業は、報告期間の末日ごとに、金融資産又は金融資産のグループが減損している客観的証拠があるかどうかを検討しなければならない。そのような証拠がある場合には、企業は、減損損失の金額を算定するために、第 63 項（償却原価で計上されている金融資産の場合）、第 66 項（取得原価で計上されている金融資産の場合）、又は第 67 項（売却可能金融資産の場合）を適用しなければならない。

発効日及び経過規定

- 108D 「公表後に挿入される日付」に公表された IFRS（案）第 X 号「金融商品：償却原価及び減損」により、第 58 項が改訂され、第 63 項から第 65 項が削除された。また、AG93 項が改訂され、AG5 項から AG8 項、及び AG84 項から AG92 項が削除された。企業は、これらの改訂を「公表後に挿入される日付」以後開始する事業年度から適用しなければならない。企業が、本 IFRS（案）を早期適用する場合は、早期適用期間に対してこの修正を適用しなければならない。
- C6 付録 A（適用指針）では、見出し及び AG93 項が以下のように改訂される。

測定（第 43 項から第 70 項）

金融資産の減損及び回収不能（第 58 項から第 70 項）

減損の認識後の利息収益

- AG93 売却可能金融資産又は類似する売却可能金融資産のグループが、減損損

失の結果として評価減された場合には、その後の受取利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割引くのに使用した金利を用いて認識される。

2009 年 11 月公表の「金融商品：償却原価及び減損」の審議会による承認

公開草案「金融商品：償却原価及び減損」は国際会計基準審議会の 15 名の理事のうち 13 名により公表が承認された。ガーネット及びライゼンリング氏は公表に反対した。彼らの代替的見解は結論の根拠の後に述べられている。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

ロバート・P・ガーネット

ジルベール・ジェラル

アマロ・ルイ・ド・オリベイラ・ゴメス

プラブハカル・カラバチェルラ

ジェームズ・J・ライゼンリング

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マグレガー

ジョン・T・スミス

山田辰己

張 為国

他の IFRS に関するガイダンスの改訂（案）

IFRS（案）第 X 号「金融商品：分類及び測定」と他の IFRS に関連する改訂との整合性を図るために、IFRS に対するガイダンスへの改訂（案）が必要となる。修正された項は、新たな内容には下線が引かれ、削除される内容には取消線が引かれている。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

IGA1 IFRS 第 7 号の適用ガイダンスでは、IG13 項の上の見出し及び IG13 項が削除される。

IAS 第 18 号「収益」

IGA2 IAS 第 18 号に付随する付録において、以下のように例示の 14 が改訂される。

役務の提供

14 金融手数料

金融手数料に対する収益の認識は、その手数料を課す目的と関連する金融商品の会計処理の基準にかかっている。金融サービスに対する手数料の名目は、提供される役務の性質及び実質を示さない場合がある。それゆえ、金融商品の実効利回りの不可欠な一部である手数料と、役務の提供に応じて稼得される手数料と、重要な行為の実行により稼得される手数料とを区別することが必要である。

(a) 金融商品の実効利回りの不可欠な一部である手数料

このような手数料は一般的に実効利回りの修正として取り扱われる。しかし、金融商品が当初認識以後、公正価値により測定され、公正価値の変動が純損益に認識される場合は、その手数料は金融商品を当初認識した時に収益として認識される。

(i) *IAS 第39号において「純損益を通じて公正価値で測定する」金融商品に該当しない、金融商品の組成又は取得に関連し、その企業により受領される組成手数料*

このような手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保等の取決めの評価及び記録、金融商品の諸条件の交渉、書類の作成や処理及び取引の締結といった活動に対する報酬が含まれることがある。これらの手数料は、結果として生ずる金融商品への継続した関与を行うことと不可分であり、~~IAS 第39号~~ IFRS (案) 第 X 号 で定義) 関連する取引費

用*とともに繰り延べられ、実効利回りの修正として認識される。

- (ii) ローン・コミットメントが IAS 第39号の範囲外である場合の貸付けの実行に対して企業により受領されるコミットメント・フィー

その企業が特定の貸付けの取決めを実行する可能性が高く、そのローン・コミットメントが IAS 第39号の範囲外である場合は、受領したコミットメント・フィーは、金融商品の取得への継続した関与を行うことへの報酬とみなされ、関連する取引費用—(IAS 第39号-IFRS(案)第 X 号で定義)とともに繰り延べられ、実効利回りの修正として認識される。そのコミットメントが企業が貸付けを行うことなしに期限切れになった場合は、その手数料は期限切れになった時点で収益として認識される。IAS 第39号の範囲に含まれるローン・コミットメントは、デリバティブとして会計処理し、公正価値により測定する。

- (iii) 償却原価で測定される金融負債の発行に関して受領される組成手数料

これらの手数料は、金融負債への継続した関与を行うことと不可分である。金融負債が「純損益を通じて公正価値で測定する」として区分されない場合、受領される組成手数料は、発生した関連する取引費用—(IAS 第39号-IFRS(案)第 X 号で定義)とともに、金融負債の当初価額に含まれており、実効利回りの修正として認識される。企業は、金融負債に関する実効利回りの不可欠の一部である手数料及び費用と、投資管理手数料のような、役務を提供する権利に関する組成手数料及び取引費用とを区別する。

- (b) 役務が提供に応じて稼得される手数料

- (i) 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料

貸付金の元利金徴収に対して企業が課す手数料は、その役務が提供されるに従い収益として認識される。

- (ii) ローン・コミットメントが IAS 第39号の範囲外である場合の、貸付けを実行するためのコミットメント・フィー

* 2008 年 5 月に公表された IFRS の改善において、当審議会は「直接原価」という用語を IAS 第 39 号第 9 項に定義されている「取引費用」に置き換えた。この修正は、金融資産及び負債の組成により発生する費用で、繰り延べて基礎となる実効金利の調整として認識すべきものについての不整合を取り除いたのものである。これまで定義されていた「直接原価」は、このような費用が増分であることを要求していなかった。

特定の貸付けの取決めが実行される見込みが低い場合で、ローン・コミットメントが IAS 第39号の範囲外である場合、当該コミットメント・フィーはそのコミットメントの期間にわたり按分して収益として認識する。IAS 第39号の範囲に含まれるローン・コミットメントは、デリバティブとして会計処理し、公正価値により測定する。

(iii) 投資管理手数料

投資管理に関して課す手数料は、当該役務が提供されるにつれて収益として認識される。

投資管理契約を引き受けるのに直接起因する増分コストは、別個に識別可能で、信頼性をもって測定することができ、かつ回復される可能性がある場合には、資産として認識される。~~IAS 第39号~~ IFRS (案) 第 X 号にあるように、増分コストとは、企業がその投資管理契約を引き受けなければ発生しなかったであろうものをいう。当該資産は、投資管理サービスの提供から利益を得る企業の契約上の権利を表しており、企業が関連する収益を認識するにつれて償却される。企業が投資管理契約のポートフォリオを有する場合、ポートフォリオに基づいてその回収可能性を評価することができる。

金融サービス契約の中には、1つ又は複数の金融商品の組成及び投資管理サービスの提供の両方を含んでいるものがある。例は、一群の持分証券の管理と関連している長期の月次貯蓄契約である。当該契約の提供者は、金融商品の組成に関連する取引費用と投資管理サービスを提供する権利を引き受けるコストとを区別する。

(c) 重要な行為の実行時に稼得される手数料

手数料は、以下の例のように、その重要な行為が完了した時に収益として認識される。

(i) 顧客への株式の割当に対するコミッション

そのコミッションは株式が割り当てられた時に収益として認識される。

(ii) 借手と投資家の間の融資の取りまとめに対する斡旋手数料

手数料はその融資が取りまとめられた時に収益として認識される。

(iii) ローン・シンジケーション・フィー

貸付けの取りまとめを行い、かつ貸付けそのものは全く保持しない(又

は他の参加者と同様のリスクに対し同一の実効利回りで一部を保持する) 企業が受け取るシンジケーション・フィーは、シンジケーションの役務に対する報酬である。このような手数料はシンジケーションが完了した時に収益として認識される。

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

IGA3 IAS 第 39 号の適用ガイダンスにおいて、B. 24 から B27、E4. 1 から E4. 3、及び E4. 5 から E4. 8 の質問と答えが削除される。

IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」

IGA4 IFRIC 第 12 号に付随する設例において、以下のように IE3 項及び IE26 項が改訂される。

設例 1：委譲者が、営業者に金融資産を委譲する場合

契約条件

IE3 この設例では、すべてのキャッシュ・フローは年末に発生し、営業者がすべてのキャッシュ・フローを回収すると想定する。

設例 3：委譲者が、営業者に金融資産及び無形資産を委譲する場合

契約条件

IE26 この設例では、すべてのキャッシュ・フローは年末に発生し、営業者がすべてのキャッシュ・フローを回収すると想定する。